

第3回 道州制推進道民会議

日 時 平成18年3月31日(金) 13:30～

場 所 北海道庁3階知事会議室

○吉田部長：本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ご案内の時間が参りましたので、ただいまから第3回道州制推進道民会議を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます企画振興部長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は午後3時半までを目途に予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この会議は道の規定によりまして公開の扱いとし、道庁及び各支庁のロビーのテレビでこの模様を放送いたしますとともに、4月6日から1カ月間、道のホームページ上で映像の配信を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして高橋知事より一言ごあいさつを申し上げます。

○高橋知事：それでは、座ったままで失礼をさせていただきます。

年度末の極めてお忙しい中、急なご案内にもかかわらず、こうやって多くの方々にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方ご承知のとおり、ここ2カ月ぐらいでしょうか、毎日のように新聞あるいはテレビの報道を通じまして、北海道の道州制特区推進法案の制定に向けての動きが急展開していること、あるいは道州制を初めとする地域主権全般につきまして、道として新たな構想案を道民の皆様方にお示しをしていることから、こういったことについてご説明をし、ご意見を頂戴するために今回急遽開催をさせていただいたところでございます。

道州制特区推進法案につきましては、後から経緯のご説明も事務的にあるかと思えますけれども、2月以降急に動きが出てきたところでございまして、自民党を中心として政府与党の中でさまざまな動きがございます。内閣府が所管省庁ということで、中心になって動いておられるわけでございますが、私どもといたしましても機会をとらえてさまざまな場で私どもの意見を述べさせていただいているところでございます。

報道関係の方々のおられる前で申し上げるのはあれなのですけれども、報道で出ていくことがすべて正しいわけではなくて、特にこういう方向で調整に入ったとか、こういう方針になったというのは大体そうやってほしいなという書き手の記者の方の思いが入っているのではないかと思いますので、その意味では今段階では何も確たるものは決まっておられません。現に現在出ております内閣府の政府案なるものは、私どもの主張からほど遠いものでございまして、私どもといたしましてはこれから最後の最後まで道としての考え方を粘り強く訴えることによって、最終的に私どもが理想とするような法案の中身にしていきたいと、このように思っているところでございます。

今日は、委員の皆様方と自由な意見交換をさせていただきたく思っております。よろしくお願いいたします。

○吉田部長：それでは、私の方から委員の皆様を順にご紹介させていただきます。なお、恐縮でございますけれども、お席は五十音順とさせていただきます。

まず、知事の右隣からご紹介を申し上げますが、北海道総合研究調査会常務理事の五十嵐智嘉子委員でございます。

○五十嵐委員：五十嵐です。よろしくどうぞお願いします。

○吉田部長：引き続きまして、北海道観光連盟副会長の稲村健藏委員でございます。

○稲村委員：ご苦労さまです。

○吉田部長：北海道大学経済学研究科長の井上久志委員でございます。

○井上委員：井上です。よろしくお願いします。

○吉田部長：奈井江町長の北良治委員です。

○北委員：北でございます。よろしくお願いします。

○吉田部長：地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長の谷一之委員でございます。

○谷委員：谷でございます。よろしくお願いします。

○吉田部長：北海道女性団体連絡協議会会長の中田和子委員でございます。

○中田委員：よろしくお願ひいたします。

○吉田部長：北海道経済連合会会長の南山英雄委員でございます。

○南山委員：よろしくお願ひいたします。

○吉田部長：北海道大学公共政策大学院助教授の山崎幹根委員でございます。

○山崎委員：山崎でございます。よろしくお願ひいたします。

○吉田部長：最後に、日本青年会議所北海道地区協議会会長の渡邊武士委員でございます。

○渡邊委員：よろしくどうぞお願ひいたします。

○吉田部長：渡邊委員につきましては、会長の交代により本年より委員をお願ひいたしております。

なお、本日は所用によりまして札幌市長の上田文雄委員、前北見市長の神田孝次委員、北海道農業協同組合中央会副会長の飛田稔章委員、北海道スローフードフレンズ帯広顧問の湯浅優子委員、そしてNPO法人地域生活支援ネットワークサロン事務局代表の日置真世委員がご都合により欠席をされておりますので、ご報告をさせていただきます。

道州制特区の推進につきましては、これまでの道民会議でもご説明を申し上げてまいりましたとおり、平成16年の4月と8月に国に対しまして提案を行い、その実現に向けてこれまで国との協議を進めてまいりましたけれども、国からの回答につきましては北海道にとりましては満足のできる内容ではございませんでした。このため、道といたしましては道州制特区の法的な裏づけとなる法律の制定が必要と考え、国などに要望しております。

それを受けまして、昨年10月から自民党や政府内で道州制特区推進法の制定に向けた動きが活発化してきております。最近急激に動きが出てきているということは、今知事からお話を申し上げたとおりであります。道といたしましては、道民会議の委員の皆様と知事が意見交換を行い、その内容を広く道民の皆様へ発信をして道民の皆様にも議

論をしていただきたいと、こう考えまして急遽本日会議を設定させていただいた次第であります。

法案についての検討素案、それに対する道の考え方などにつきましては既に委員の皆様にお知らせをしているところでございますが、改めて事務局から簡単にご説明させていただきたいと思っております。

また、15年の8月に分権型社会のモデル構想というのを道の内外に示しまして、さまざまな分野の方々からご意見をいただいております。本会議でもいろんなご意見をいただいております。そうした意見を踏まえながら、改めて地域主権型社会のモデル構想の案というものを整理させていただきました。今日そのことについてもあわせてご説明をさせていただき、知事を交えて意見交換をさせていただきたいと、こう考えております。よろしくお願いたします。

では、まず初めに事務局の地域主権推進室参事の出光から一括してご説明をさせていただきます。

○北委員：できるだけ簡潔にやってください。知事さん最後までおられると思っております……

○高橋知事：最後までいます。

○北委員：そうですか。意見交換を十分させていただきたいと、こういうふうに思います。決して足を引っ張るとか、そういう意味ではありませんから、きちっと言いますから。

○吉田部長：一番大事なのは知事との意見交換でございますから、よく心得ておりますので、よろしくお願いたします。

○出光参事：地域主権推進室の出光でございます。それでは、できるだけ簡潔にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料1の方をご覧いただきたいと存じます。この図は、道州制と道州制特区、そして道州制特区推進法との関係を説明したものでございます。推進法につきましては、この一、二カ月で動きが急速に出てまいりまして、道内での関心も一気に高まったものと受けとめております。ただ、その推進法についての一部分の論点だけがクローズアップされて、あたかもそれが推進法あるいは道州制のすべてであるかのように誤解されかねないなど、ちょっとその点は懸念しているところでございます。

お手元の資料1では、真ん中に大きな丸で道州制と書いてございます。道州制は、この国の形を抜本的につくりかえていくものでありますので、国と地方の役割分担ですとか、税財源の仕組みですとか、どんな制度にしていくのかについてたくさんの検討課題がございまして、その制度設計には多大な時間を要するものであらうと思っております。

そこで、検討するだけではなく、実践的に一步一步現状を改革していくものとして道州制特区がその下の方にあるわけでございます。国からの権限移譲や規制緩和をできるところから一步一步積み重ねて、なるほど分権になるところなるのかと道民の皆様、国

民の皆様に見ていただこうと。また、一步一步進む中で得られたノウハウを道州制の制度設計に生かしていくと。現実にはこれまでの議論を通じまして、財源措置や国との協議機関のあり方など多くのノウハウが得られたところでございます。

しかし、道州制特区につきましては、国の省庁からの抵抗がなかなか強いために、こうした抵抗を排除してきちんとしたルールのもとに進めていこうという必要性が出てまいりました。そこで、政府と国会の意思として推進法をつくっていただきたいと、昨年秋から道としても要望しているところでございます。その意味では、この推進法といいますのは道州制そのものを書きあらわすものではなくて、むしろ道州制に向けて現状から一步一步国からの権限移譲や規制緩和を行うためのスキーム、あるいは国と交渉して実現していく仕組みを確立しようとする、そういうものが推進法であるというふうにご理解をいただきたいと存じます。

このように推進法の議論は、権限移譲や規制緩和の方法論についての論議でありまして、ある意味ではテクニカルなものでございますが、それとは別に資料1の右上の方ですけれども、道州制によってどんな北海道の姿が描けるのかと、このビジョンについて描いていくということも道州制の推進にとって非常に大きな検討課題でございます。この道民会議では、主に今後の北海道の姿の点を中心にこれまでご議論をいただいているところでございます。

このような議論の全体像をご理解いただいた上で、まずは推進法のこれまでの経過、そして現時点での政府案とそれに対する道の考え方を次にご説明申し上げたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、資料の2をご覧くださいと思います。年表形式で整理しておりますが、昨年10月に自由民主党の道州制調査会北海道検討小委員会というところの中間報告で、北海道道州制特区推進法案を次期国会に提出するという方針が打ち出されたところでございます。そして、その数日後ですが、全国知事会でもこの早期制定を求める緊急アピールというのが採択をされておりました。さらに、昨年12月には北海道議会でもこの早期制定を求める意見書が採択されたところでございます。さらに、下の方にまいりまして、今年の3月の6日でございますけれども、国の内閣府からこの法案の基本的な考え方、検討素案というものが示されたところでございまして、2日後の8日には道としてのそれに対する考え方、反論といいたまいますか、注文といいたまいますか、それを即刻国の方に出しているという状況でございます。

そこで、さらに1ページおめくりいただきまして、資料の2-1でございます。この資料の2-1が内閣府が作成をいたしました北海道道州制特区の推進について、いわば法案の基本的な考え方でございます。目的、趣旨としましては地方分権を推進し、行政運営の効率化を図り、もって北海道の自立的発展に資すると書かれているわけでございますけれども、2の事務の移譲項目の方にまいりますと、もともと北海道から提案があった第1段としての13項目のうち可能なものを移譲していこうと。それと、道路と河川、

この二つについては、内閣が法律として提案するに当たって最低限盛り込まなければならない事項であるというふうに内閣府の方から言ってきているところがございます。なぜこの二つを盛り込まなければならないのかという点については、余り明らかにはなっておりません。

それから、その下の財政措置につきまして、この移譲する道路、河川などの公共事業に関して原則として交付金等で交付をします。などとなっております、ひもつきの補助金と比較的裁量のきく交付金を組み合わせた案というのも入っているものがございます。

それから、一つポツを飛ばしまして、なお書き以下なのですけれども、5年後から移譲された事業に係る北海道特例に相当する財政措置と、北海道の場合は、公共事業の場合ほかの府県よりも高い補助率でもって国の予算がついておりまして、そういうような北海道に対してよりほかの府県よりは多目に資金が投下されると、そういうものが北海道特例でございますけれども、その北海道特例に相当する財政措置について5年後から段階的に縮小して、最終的には他の都府県のレベルを検討する、すなわちなくしていくという方向がここで書かれているわけでございます。

それから、その下の4の職員のところでも二つ目のポツでございますが、北海道において国からの職員を受け入れることとすると、かなり断定調で書かれているわけでございます。このようなものが3月6日に内閣府からの法案の考え方として示されたところでございます。

その後ろ、以下4ページにわたりましてその詳細でございます。内容は、ちょっと省かせていただきたいと思います。

さらに、その後ろに資料の2-2としておつけしております。これが先ほどの内閣府の考え方に対する道の反論でございます。一番上に四角で枠取りをしたところに端的に書いておりますけれども、この内閣府案ですと地方分権を推進する観点が乏しく、また北海道特例を含めて財源措置が確実に法律上担保されなければ受け入れられないとかねてから道は主張してきたわけですが、その主張に沿ったものとなっていない。このままでは到底受け入れることはできないことから、再考を強く要請するというところで国の方に道の考え方を返しているところがございます。

その後政府与党の中でも精力的に議論が行われ、私どもも知事を先頭に道の考え方というのを強く何度も国に申し入れているところでもございまして、このもともと出てきた内閣府の案がどのように手直しをされて出てくるのか、今現在まだその手直し後の案というのは出てきていないわけでございますけれども、来週あたり出てくるのではないのかなという予測も出ているところでもございますが、いずれにしましても道としましては最後の最後までぎりぎりの局面までこういう道の考え方というのを粘り強く訴えて、これが道の意見が反映されるように努力をしているところでもございます。

以上、推進法についてご説明申し上げたわけでもございますけれども、本日のこの道民

会議のご議論としては、この法案の内容についてのご意見でももちろん構いませんし、さらに道民の目から見てこの間の推進法をめぐる論議がどう映ってきたのか、そこにどんな問題点があるのか、そしてこれからどんなふうに道民議論としてより深めていくべきかと、そういった観点からのご意見も是非承ればというふうに思っているわけでございます。

続きまして、その次の資料の3をご覧くださいと存じます。この資料3の図は、この資料3のさらに下の方にセットしております、地域主権型社会のモデル構想という新しい構想案についてご説明したものでございます。道州制についての道の構想といたしましては、平成15年8月に策定した分権型社会のモデル構想という構想があったわけでございますけれども、策定後もう2年半を経ましてかなり新しい状況が加わってまいりました。道州制特区ですとか、市町村への権限移譲ですとか、市町村合併の進展ですとか、そういう新しい状況が加わってきております。また、この道民会議で道州制のもとでの北海道の姿についても議論が進んでおりまして、今後の議論の論点も整理されてきたところでございます。

そこで、以前のこの古い構想をもとにこうした新しい要素を加えて全面改定しようとするのがこの新しい地域主権型社会のモデル構想でございます。後ろの方にセットしております構想案、ページ数としては100ページほどあるわけでございますけれども、内容的には土台となった旧構想をベースにいたしまして、その後の新しい要素ですとか、この道民会議でのご議論などをできる限りわかりやすくコラムや事例なども加えて説明するというところに意を用いているところでございます。このように100ページまで書き込んでしまいますと、もうでき上がってしまったかのようにあるいは思われるかもしれませんが、これはむしろわかりやすくするための解説に分量を割いているということございまして、北海道の目指す姿というビジョ的な部分につきましてはむしろこれからの議論が残っているという状態でございます。それをこれから1年かけて道内でじっくり議論をして成案にしていきたいというふうに思っております。

この資料3の2ページ目をご覧くださいと存じますが、北海道についてのビジョンというものはこれまでもさまざまなものがあったというふうに思いますけれども、ある意味では現状の自治の仕組みを前提に発想したものではなかったかというふうに思っております。これから道州制として描いていくビジョンは、現状とは大きく違った自治の仕組みになるのだと。つまり地方分権が徹底的に進んで地域主権になるのだということ的前提に、それなら新しい北海道の姿をどう描けるかということをやっていかうというものでございます。そのために、自治の仕組みが根本的にどう変わるのかをある程度念頭に置いてビジョンを描いていかなければならないだろうと思っております。

そこで、図の真ん中に指のマークが入っていますが、今回の新しいモデル構想案については、まず自治の仕組みの部分というのを既に詳しく書き込んでございまして、そしてもう一つの北海道の姿、これはこの自治の仕組みを参照しつつこれからどん

どん膨らませて書き込んでいきたいという考えに立っているものでございます。

そこで、そうしたこのモデル構想案の概要版をさらにその後ろに4ページ物ですが、おつけをしております。それに沿って簡単にご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず第1章で北海道を取り巻く環境としまして、北海道の現状及びこれから迎える状況、人口減少や高齢化、こうした中でも活力がある北海道にしていきたいと。そのために中央集権型の日本の仕組みを地域主権型に変えていきたいと、そのための仕組みとしての道州制がありますということを整理しております。

その次の2で、地方分権に関する全国及び北海道の動きを整理してございます。

さらに、その下にまいりまして、第2章では北海道が目指す地域主権型社会というのがどういうものなのかと。1の目指す地域主権型社会の姿としまして、個人が、そしてともに力を合わせた住民が、さらには地方自治体がみずから主体的に考え、決断し、行動する社会、それが目指す地域主権型社会ですということをうたっております。

さらに、その下の2で地域主権型社会の実現を目指した自治の形としての道州制をご説明しております。

次の2ページをお開きいただきまして、2ページの一番上ですけれども、日本の基本的な自治の構造を市町村と道州と国の3層制に変えていって、国から道州及び市町村に大幅に権限、財源を移譲するのだと。そして、そのときには道州よりもより住民に近い基礎自治体である市町村が強化されて大きな役割、権限を担うことができるようにすることが重要という点を打ち出しております。

さらに、その下に(1)から(5)までですが、道州制の仕組みとしてのさらに詳しいところを整理しているわけでございます。

それから、右の3ページの方にまいりまして、3の地域主権型社会における北海道の姿と。このところで北海道は広大な土地、恵まれた自然、豊かな資源など潜在力があるのであって、この潜在力を活かした1次産業や観光、ITやバイオ、新エネルギーや環境リサイクル、そういったものが今後の北海道を支えていく産業として期待されていると。そして、こういう将来像というのは道庁だけでつくるものではなく、道民の皆様とともにつくり上げていくのだと、そういう姿に向かってまたチャレンジしていきたいところをうたっているものでございます。

そして、第3章ではこれまでの具体的な取り組みとしまして、道州制特区や市町村への権限移譲などをまた具体的に整理をしているものでございます。

このような形で今モデル構想の案というのをまとめてきたところでございます。そして、これから特に北海道の目指す姿、ビジョンというのを議論して膨らませていく上で、これまで道民会議でもご議論をいただきました論点と、ご議論いただいて整理をいたしました論点というものをベースにさらに深めていくことでおのずとこの北海道の目指す姿、ビジョンの部分が深まっていくのではないのかなと思っております。

モデル構想、この100ページ物の本編の方ですが、恐縮ですが、72ページをご覧いただ

きたいと存じます。72ページでございますが、これまで道民会議でご議論いただいた点を整理しましたこの論点を72ページに掲載しているところでございます。例えば左上の論点の一つ目としまして、官依存、中央依存から抜け出した自主自立の北海道を目指して道民みんなが知恵を出し、行動を起こすときではないかという一つ目の論点がございます。ここでは主語が道民みんなでとなっておりますように、道庁が何かを決めるというのではなくて、道民みんなで北海道の自立を考えなければならないというスタンスをとっているところでございます。こういうような論点というものをまた踏まえながら、議論をさらに1年間かけて掘り下げてこのモデル構想の中に反映させていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、この構想案について簡潔にご説明させていただきましたけれども、また仮に構想ができたとしてもそれによしというものでないのは当然のことでございます。構想なりビジョンなりは、いわば考え方の整理でございます。第1回の会議でも谷委員から時のムーブメントというお言葉もございましたけれども、いかに道民の行動を喚起していくかということが非常に重要ではないかというふうに思っております。一人一人の行動が喚起されてこそ、地域主権であり、道州制であろうというふうに思っております。したがって、構想をつくってもさらにその先の道民の行動を喚起するためにどうすればいいかと、そういう点でもかねてより申し上げてまいりましたように、最終的にはこの道民会議として道民に対するメッセージといいたしめようか、訴えかけ、そういう発信というものも必要だろうなというふうに思っております。

また、今後の道内での議論としましては、地域主権についての各支庁の担当セクションも4月1日から強化されますので、各地域での意見交換会なども十分開催していきたいというふうに検討しております。その際には是非委員の皆様方にもご協力をお願いしたいなというふうに思っております。

そこで、本日の道民会議の議論でございますけれども、このモデル構想案も委員の皆様にはまだ十分ご覧いただけていないという点で大変恐縮に思っておりますけれども、構想案のこの中身についての掘り下げた議論はまたさらに次回でも行うといたしまして、今日のところは先ほどの推進法の議論とも通ずるところがございまして、今後の道民議論をどう喚起してどうリードしていくべきかと、あるいはどういう点についてもっと道民議論を深めていくべきかと、道民に理解され、支持される道州制にしていくにはどうすればいいかと、さらにそれが道民の行動に結びつく道州制にしていくにはどうすればいいかという観点から、またご意見を承ればというふうに思っております。

以上、事務局からちょっと急ぎ足で恐縮ですが、ご説明とさせていただきます。どうぞよろしくご議論をお願いいたします。

○吉田部長：ちょっと駆け足の説明、それでも幾らか時間がかかりました。

早速委員の皆様からご意見を伺ってまいりたいと思っておりますが、今二つの点についてご説明を申し上げます。一つは道州制特区推進法、もう一つは地域主権型社会のモデル

構想ということであります。これは、同時にお話を承りますと議論が拡散してしまいますので、まず最初に道州制特区推進法、法案については先ほど動きも含めて説明申し上げました。この点について、まず順に委員の皆様からお話を承りたいと思います。順番にお願いしたいと思いますが、できるだけ知事と交えての議論にしたいと思いますので、1人5分以内でお願いしたいと、注文をつけて申しわけありません。

では、まず五十嵐委員の方からお願いしたいと思います。

○**五十嵐委員**：ちょっと考えていなくて、5分、すごく短くなると思います。

特区推進法案については、毎日新聞に違うことが決まったかのように出ているので、多分道民の方も混乱をしているのではないかなという気がいたします。法案の中身を見て一番印象にというか、気になりましたのが行政改革の問題がまるで道州制の問題のように取り上げられているのではないかという点が一番気にかかります。特例の廃止ですとか、それから北海道開発局からの人員の受け入れ態勢みたいなことが目につくような形になっておりますけれども、それが果たして道州制かという点、やはり違うのではないかなど。我々がここでもそうですけれども、議論してきた道州制という形は、あくまでも我々自身が考えて我々自身が決定できる、そういう仕組みを組み立てていきたいのだということであって、道州制特区というのはそのための、ここにも書いてありますように一つの手段であるという立場です。したがって、道州制特区というものは、その方法を学んでみようという学びの場でも、自主自立に向けた学びの場でもあるわけですから、そういった意味での我々の北海道としての主体的な意見というものがなかなか反映されていなかったなという気がいたします。特区ですので、やはり現実的には規制緩和と権限移譲と、それから財源移譲とこの三つをうまく組み合わせて、地域でいろいろ組み合わせることによって地域づくりができるのだということモデルとして早く取り上げてやっていく必要があるのかなという気がいたしました。そういう意味で特区法案の中にどういう形で盛り込まれるのかというのは大変関心がありましたけれども、随分違って出てきてしまったなという印象は免れませんでした。北海道としての考え方を今回も明確に示していただいておりますけれども、議論がかなり行政改革みたいなこといき過ぎているというのがちょっと気にはなっていたところです。とりあえず。

○**吉田部長**：わかりました。

それでは、引き続き稲村委員の方からお願いします。

○**稲村委員**：先日旭川とか札幌でタウンミーティングがありました。そのときに、小委員会の桜田さんとか、山形出身の代議士で委員長さんとかおいでになりました。特に山形出身の代議士の発言、私は耳を疑ったのですけれども、これは道州制でなくて国の予算を削るとか仕事を削ることを北海道、おまえたちやれよということなのかと。今まで面倒見たのだから、もうこのぐらいでいいのではないかなというような、総じて言えばそんな発言だったと思うのです。相当次元の違う、私ども道民が道州制というのは地方分権であり、この道州制によって自立した北海道をつくっていこうと。その上では、やはり

三位一体にこの北海道が自立するための財政とか権限とか、それからそれぞれの道民の声をよく聞きながら自立していく方法、そしてあわせてこれは政府、その委員長さんも言っていましたけれども、全国を六つか七つにしてやっていこうということだと。とっぴじめに北海道をやるのに、北海道がそんな不満のような言い方をするというのはほとんどない。では、自分の地元がそんなこと言ったら、かえって言うこと聞いてくれるのだろうかと思いました。本当にずれているということよりも、私どもは分権論でこの道州制を受け入れようというふうに道民が至るところでやはりそれなりの心配をして勉強してきていることと、政府並びに党が考えていることのずれというのは大き過ぎるというふうに思います。

それで、あのときの知事の発言を聞いて私思いましたけれども、その委員長さんの発言と知事の発言というのは正反対でありまして、そのずれをどういうふうに埋めていくかということよりも、私ども道民がやはり分権するならするように、こういう形でガイドラインがなかったらできないよというものをきちんと理論として持って最後までいかなければ、道民が割れていくようなことがあったら、絶対まずいなというふうに思いますし、これは時間がかかったって主張して、譲っていいことと悪いことありますので、その辺を明快にきちんと我々が論議をして国に対して物を言ってやはり主張するものはしていかなければならないと、そんなふうに感じました。

○吉田部長：ありがとうございました。

では、井上委員、お願いします。

○井上委員：学者というのは、大体批評をして批判をするのが仕事みたいなものですが、私は最近一連の動きというのは知事もおっしゃられたように100%満足な形で帰結するかどうかは別として、かなり望まれている方向にいつているのではないかという感じを率直なところ持っています。それは、なぜかというと、今日配付されました地域主権型社会のモデル構想（案）の中にも出ておりますが、前知事のときに、この28ページに書いてあるのですが、道州制検討懇話会が行ったシミュレーションということで、その当時地方分権というのはいいことだよということだけで、いわば精神論が先行して進んでいたということなのですが、この懇話会のときに経済界の方も出ておられましたけれども、私も主張して精神的に自立するということがあってもその前に経済的に自立できるのかということでこのシミュレーションが行われたわけです。この結果、実質的には道というのが自主自立をした場合には財政面で1兆1,688億円の赤が出るというようなことでありました。ですから、その当時からの議論というのは、いわゆる自主自立というところで分権を中心とした精神的な自立と、そしてお金、財政的な部分の自立というのをどういうふうに融合させるのか、ともに成り立たせるようにするのかというようなところであったと思うのです。

今回知事が苦勞されているということがよくわかるのは、これは北海道特例の部分でももともとは5年で縮小するとか、今稲村委員の方から少しあったのですが、北海道以外

のところはもう北海道特例なんていうのはあること自体がおかしくて、即刻廃止すべきだというような議論がある中で、経済的に自立するというためには、ある程度の予備的な期間があって、そしてその間に少し財政的な自立を考えていくというようなところが少しずつではあるけれども、担保されてきつつあるのかなという意味では、これは数年前の議論を振り返ってみると、一つ非常に高いハードルが少しくリアされてきつつあるのかなということで、私は非常にその点は道庁自体でもご苦労があったのではないかなというふうには思っております。

ただ、先ほど委員の方からも出たし、またこれから出てくるのかもしれませんが、途中の段階、これもかなり早い時期からあったのですが、要するに道州制というのは国の一連の行財政改革の中で地方に痛みを押しつけるということ、特に開発局のところのその改革というものを道に押しつけるというようなことが一部であったり、あるいはそれだったら北海道民は困るのではないかということで、国を挙げてその道州制に賛成するというのはおかしいのではないかというようなキャンペーンまで張られたことを考えれば、ここで最後に国の資料の2-2ですが、国の職員の受け入れについても一方的な押しつけになる可能性があるというようなことの自覚を持って、ここの部分をいかに我々の道の主張というのを通していくのかというのがこれから残された一番大きな課題であろうというふうに思っています。

以上です。

○吉田部長：ありがとうございました。

それでは、北委員、お願いします。

○北委員：皆さん大分お話がありましたから、重なることを避けたいと思うのですが、まずは道州制そのものの今の説明が資料でございました。そして、道の反論もこの中にございました。ある面では正しい反論をしているなど、こういうふうに思うのですが、実際今の流れの中で私ども報道しかわかりませんが、一つ大きなポイントはいわゆる地域主権といいますか、分権といいますか、その立場でどう道州制を確立していくか、そういうことが基本であると。そして、やはり言うまでもございませんが、その分権によって、北海道としての特に財源の裁量権を自主的、独自のなものにしていく中で独自政策をきちっと確立していくということがねらいでないかなと思います。これは、市町村にとってもそうです。その根底には権限とセットして財源も譲っていただきながら、道としての企画発想をしながら、しかもその中で市町村に対しても道内分権をしていくと。これは、一体的な流れだと思います。ですからこれは、明確に役割分担をきちっとしていきながらやらないと、そして北海道がそれによってどう全国的に北海道のいわゆる立場、そして北海道として全国的に貢献する一つのを明確にしていく必要があるのではないか。何か今の流れだけを見ておきますと、どうも先ほどから指摘がありますように国の行財政改革、いわゆる財政再建の中の一こまに入れられているのでないかと、こういうことがぬぐい去れない。

そして、知事が一生懸命頑張ってそれぞれ政府と関係閣僚とも熱心に、自民党とも熱心に論議を深めているようでございます。その流れの中でどうしても全国的に見たら北海道特例というものを今この時代に残しておくのはおかしいではないかと、こういうような印象があり、国もそこを求めているのでないか、それに対して知事が反論はいたしておりますけれども、これを8年なり10年なりということで延ばしますよと、ただそのことだけではだめだと思います。私は、基本的には分権によってどんな改革ができるか、そして分権によって道がどういう姿勢で、その立場の中でやらなければいけないか、そのためにはやはり道と市町村が一体になった、経済界もみんな同じですけれども、一体になった中でこれをつくっていかなければいけない。内閣にこれを打ち込まれるような形は少なくともやらないようにして、北海道の主体性、裁量性、独自性を持たなければ行財政改革の中に巻き込まれるというのが全体の空気でないかなと、こういうふうに私は懸念しておる一人であります。知事は相当地域主権と頑張っておりますから、期待する点もでございますけれども、やはり道民議論をもうちょっとしながら、広めながら、そして試される北海道でなく、自分たち自体が試していく、自分たち自体が主権をつくり上げていくと、こういう方向に持って行っていただきたいと。まずは、第1段こういうふうに考えております。

○吉田部長：ありがとうございます。

では、谷委員、お願いします。

○谷委員：知事には、後に説明頂きたいと思いますが、今回の全国知事会における協議の内容や道内自民党代議士会との歩調を合わせた動きなどについて、現在の状況でどこまで進んでいるのかということをお聞きしたいと思っています。

私は、前回委嘱された道州制推進会議の際に、事務局から示された道州制特区推進プランの9つの柱について委員の皆さんで取りまとめ、それを知事が内閣府の方に提出したという経過がございます。その時に皆さんが様々な意見を述べながら常に危惧していたのは、既に制度がスタートしていた構造改革特区や地域再生の取り組みが進んでいたという事実があり、その中でいかに道州制特区を前提として特徴のある推進プランをつくり上げていくかということは、非常に困難を極めたところであります。今回の推進法案における国から道への権限移譲の関係についても、同様のことが言えるわけですが、何れにしてもこの道州制を進める上で、今まで取り組んできたことが、北海道にとって本当にプラスなのか、或いはマイナスになのかという判断が現段階では非常に判断しかねるところがあると感じています。北海道特例については、既に一昨年のに話題に上っていたものでありますが、これは北海道が道州制の取り組みをしたから北海道特例というのがクローズアップされたのではなく、国の財政上の問題の渦中の中で、竹中大臣が来道された時に出たのではないかと思います。それについても恐らく、北海道の方から要望し、提案していったという経緯があるのではないのでしょうか。それは、北海道特例を無くさないで欲しいということをお北海道から投げ掛けましたので、それに対

して竹中大臣が応えたのではないかと。

さてそこで、その推進プランの9つについては、既に構造改革特区にある訳ですが、今日段階で、その構造改革特区も全国で850ほどが認定されていますし、地域再生については700ほど認定されているところですから。そうしますと、道州制特区としての9つの推進プランのメリハリが非常に小さくなってきたという気がしています。過去に沖縄県で開催された国際サミットにおいて、当時の小渕首相が沖縄特区として非常にメリハリのある仕組みを作り実行に移しました。これらのような特区プランをこの北海道がしっかりと提案していけるのかどうかというのが今後の課題になってくるのではないかと思います。

そこで、これから道州制を道民に対して広くきちんと説明していく時に、まず道州制の「道」というのがどうも道民の多くの方が北海道の「道」だと思っているというのが一つにはあります。それから、特区を推進していく場合、道州制と道州制特区という二つの取り組みの中で、何がどう違うのだというのが理解しづらいところがあります。さらに、その特区というのが実は特別区域の略称だということさえも実は理解していません。これらのことは、入口段階での説明になると思いますが、このようなことも今後しっかりと説明していくべきではないかと思います。さらに、今回配布されました「地域主権型社会のモデル構想(案)」の冊子についても、道州制の議論を高めていく上で、積極的に各地域で紹介をしていくべきかと思えます。その中で、36ページに、いち早くもう取り入れて頂いたのですが、これについては私も関わりがありまして、北海道市町村振興協会がこれに関する内容の報告書を作成したところでありまして。今後、道州制を進めていく上で、これからのコミュニティのあり方を議論するには、非常に参考になるテキストではないかなということ考えております。これを今回のモデル構想の中に入れて頂いたことは、これから各地域に広めていく上で大変良いきっかけになると思えます。

さて、先ほどの知事への質問については後で是非お応え頂きたいと思いますが、もう一つ、道州制の最終的な落としどころに知事がこの度出版された本の中にコンパクトシティというのがございますが、これについても、この本を読んでいる人たちが理解しづらいところがあるようですので、それについても知事のコンパクトシティの思いというのがもし説明して頂ければ幸いかと思います。

以上です。

○吉田部長：ありがとうございました。

では次、中田委員、お願いします。

○中田委員：私の場合は、突然この推進委員会に入れていただけで目を向けるチャンスをいただきましたが、9割以上の道民の目線と同じかなというふうに印象を持っております。

先ほど稲村さんからもおっしゃったように、タウンミーティングがありました。あの

とき帯広もやったのですが、出た方が何だか意味がわからないという、そういう提言がまず出ました。女性としてこの道州制推進道民会議に出ているのだから、私にテーブルに上がってくれという話をされたのですが、私自身はそういうところに行って参加した人にこの道州制をこうだからみんなと一緒にやろうよということにはちょっと自信を持って言えないので、遠慮したいという話をしたのです。テーブルにのった方は道州制って何なのだ、全然わかりませんよ、1年間勉強しましたけれども、わかりませんか、そういう話になってしまって、こういうものだったのだと改めて私の方がショックを受けました。先ほどおっしゃった代議士の先生が甘えは許さないよみたいな発言でしたよね、あのとき北海道として。そんなふうになってしまったら、道民ってどうやって受けければいいのだろうと。これはやらない方がいいというような、そういう印象を受けた人がかなりいらしたようで、何かマイナス要因が多かったかなという気がするのです。私が参加して最初に受けた印象というのは、知事さんのお書きになった本を読ませていただいて、そして道州制というか、道の理想的な地域コミュニティはこうなのだよというおじい様との対話の中から生まれた言葉の中で、では私たちもあれに準じてお話をしていけばいいのだというふうに思っていたのですが、その後の新聞報道を読ませていただくと、そんなものはどこかに行ってしまうと、枠組みとか、財政がどうのこうの、開発局の職員がどうのこうのという、私たち地域住民の意向というのも反映する段階ではまだまだないという印象を持ったのです。見えないというか、見えない部分、この特区という言葉もそうですし、道州制も先ほど谷さんからおっしゃったように道州制は北海道だからできるという考えを持っている人もいます。他府県の人から見ると、おたくはいいでしょうと、北海道だけなのだから、うちはよその県と一緒になるのだから大変なのよと。だから、余り特区だの何だのとこだわらないでできるところがいいではないと言われると、何か理論が全部ごっちゃになって私自身もわからなくなってしまって、でも道民の一人として考えたとき、ほとんどの人がそういう思いでいらっしゃるのではないか、この場に出ない人というのは本当に見えていないというか、何をどう考えたらいいのかわからないというのが現実かなと思いましたので、やはりその辺をきちんと発信していく手だて、前いただいた文書にこれからずっと道民とコミュニケーションを図りながら、それを説明していきますよという文章も中にあったように思いますので、是非それやっけていきながら知事さんの考え方をバックアップしていきたいなと思っておりますけれども、国にきちっとした反論をするということで推進室の皆さんのご苦勞もさることながら、知事さんがかなり強い信念で立ち向かっておりますので、どこまでお手伝いできるか、私たちも考えたいと思いますので、頑張ってくださいたいと思います。何か半端な意見で申しわけございません。

○吉田部長：ありがとうございました。

では、南山委員、お願いします。

○南山委員：特区法案についてですが、この資料1にあるように、特区というものの位

置付けは、できるところからやってみて将来の参考にしようということだと思うのです。そういう意味では異存はありません。それで、これを機会に、北海道の将来のために何か役立つようなことをしていこう、そういうことではないかと理解しております。したがって、今回の案について意見ということになれば、資料2-2でしたか、道庁の案とほとんど変わるところはございません。私ども道経連が、ということではなく、道内経済団体は皆で、要望活動をやってきております。自民党の道州制調査委員会の会長さん、小委員会の委員長さん、あるいは櫻田副大臣、それから与党の幹事長を初めとする幹部の皆さん、それから北海道の代議士さん、それぞれに要望をして回っております。その際にどういうことを言ったかといいますと、特区の推進というのは、地方分権を推進するとか、行政運営の効率化を図るとか、さらには北海道の自立的発展に役に立つ、といったものでなければならぬと我々は考えている。それから、北海道ということを見ると、北海道の将来、これまで果たした役割、今後果たせる役割を考えると、やはり国家的な観点または北海道の自立を促進するという観点から、引き続き国の政策の中での一定の位置付けが必要であると言ってきました。

しかし、この特区法案というのを見てみますと、北海道の経済あるいは道民に大きな苦難を強いる懸念がある内容だと思いました。そういうことから、我々としては以下のことを少なくとも希望するというので、これは道庁の案とほとんど本質において変わりませんが、財源の確保をしてもらいたい。少なくとも特区の実施期間中はこれまでどおりの財源を担保してもらいたい。要望書には書いてありませんけれども、特区というものの位置付けについては、本当の道州制が行われるときに財源の偏在に関する措置というのが当然なされるはずで、そのなかで議論されることがあると思います。それから、今の北海道特例というのは、別に恩典でもらっているわけではなく、歴史的必然性あるいは地理的必然性の中で戦後認められたものであるし、将来の道州制での財源補正措置に代わるものともなるのであり、これは続けてもらわなければならない。

それから、もう一つは、移譲する仕事についても、北海道の経済とかあるいは道民の生活に大きな打撃を与えるようなサービスの低下などがないようにしなければならない。事業に要する財源を十分考えた上で、しかも一遍にやるのではなく、試みながら段階的に計画的にやるべきだと思います。

それから、もう一つは、その財源については特区という性格からすると、地域の裁量が最大限に発揮でき、そしてその導入が地域経済の活性化に資するものとなるよう、すべてを交付金的な形にする必要がある。そして道州制の将来の姿というものを示すようにすべきだということ、この三つを要望してきております。そういった意味でこれに対する我々の考えは、今言ったことに尽きるということでもあります。

○吉田部長：ありがとうございました。

では、山崎委員、お願いします。

○山崎委員：昨今の議論は非常に変化が早くて、私も非常についていくのが大変なので

すけれども、ただ道州制特区というものが議論された最初の出発点をもう一回見詰め直してみると、これは北海道の地域民主主義をきちんと確立することにあるわけです。その原則に立って、今回のさまざまな変化というのを評価して判断していくということが必要だというふうに思います。

簡単に3点ほど申し述べさせていただきたいのですが、まず第1番目としましては、北海道庁さんをご苦労してつくられた推進プランに基づく13項目の権限移譲、これについての中身であるわけですが、これが実際にどこまで地域政策、地域独自の政策づくりにプラスになる効果を生じさせることができるのかどうか、そうしたことをかなり明確に説明するということが一層必要になってくるのだろうと。それが多分特区法案を理解してもらうことの第1番目の役割、課題であろうというふうに思います。ちょっと言葉が適切でないところがありますが、小粒でわかりにくい面もやっぱりあります。しかし、それでもなおやっぱり北海道の活性化のためには必要であれば、そのことをより詳しく説明する必要があるのではないかとこのように思います。

第2番目は、財源の話、財政の話であります。この間の議論を拝見していて非常に残念なのは、現行制度の維持ということだけに議論が集中してしまっていることです。というのは、北海道が条件が不利な地域であって、ある種の財政資源の移転が必要であるということは改めて言うまでもないのですが、それが現行の制度の維持であるか、あるいはまた新しい財政の枠組みの地域間調整制度の仕組みというのをつくって提案していくのかというのは違うわけです。改めて言うまでもなく、国と道との二重行政、縦割り行政というのが自治の現場でさまざまな弊害をもたらしていると。そうしたことを検証し直した上で、新しいこういう財政の仕組みというのを北海道が提案すべきではなかったのかなというふうに思っています。ですから、そうした前向きな新しい議論というのにこれから発展させていくような形の議論が必要と思っております。

また、3番目でございますが、各委員の方々も非常にわかりにくい、あるいは道民レベルの議論がというご指摘もございました。また、先ほども地域主権型モデル構想のお話、あるいは前回のときも事務局さんの方から三重丸の絵というのが出てきましたが、そこで言われているのは道民の意識、行動をいかに喚起すべきかということが議論になっているわけです。今回の道州制特区法案もそうした道民の意識、行動を喚起するためには、住民投票にかけてその成否を道民に問うというようなことをやっぱりすべきではないのかなというふうに思っています。これは、憲法95条に基づく特例法ということで、道民の過半数がイエスといった時点でその効力を持つ仕組みであります。北海道の将来のあり方を道民みずからが決めるといような、そういう問題提起もあっていいのではないかと思います。

以上でございます。

○吉田部長：ありがとうございました。

最後に、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員：まず、この特区法案が今北海道民、また各市町村の行政に携わっている方々等をひっくるめて自分事としてまずとらえてもらって、またすぐ近くにもう自分の生活、経済に直結してくる大きな問題だという認識が持っていないのが現状だなというふうに思います。この特区法案の基本的な考え方を見ても、道路、河川、また公共投資云々かんぬんということで道の特例をどうするかというような部分にほとんどが絞られているような気がしております。先ほどもお話が出ていたとおり、やっぱりこれは道民に直結する大きな問題だという認識を持っていただくためには、今年道州制元年という形で今後5年、10年かけて道州制の中身の議論というのを詰めていく必要があると。そのために北海道においてのその枠組み、権限等をひっくるめて道が独自で条例、法案等を作成できるような枠組みをまずこの法案において確保できればいいのかなというふうに思っております。道の特例に関しては、やはり戦後の北海道の歴史においてある意味国の施策として国がやってきたという部分において、今さら急にその特例を北海道だけには認めるわけにはいかないというようなことというのは、非常に不条理だなというふうにも感じています。最低やはり10年ぐらいの間はしっかりとそれを確保しておいていただいた中でこの道州制、北海道の姿という部分に関してこれからもっともっと道民に近いところでの議論、その法案、権限、財源、それぞれ独自でどう決めた場合に自分たちの生活にどう影響してくるのかという議論をどんどん進めていかなければならない、そのための枠組みとなる法案を期待したいというふうに思っております。

以上です。

○吉田部長：ありがとうございました。

一通り皆様方からそれぞれお話をいただきました。この法案について共通して皆さん懸念持っておられるのは、どうも国の行革を地方に押しつける、そのためのツールになりそうだというご懸念ではないか、それからなかなかこの議論が十分道民の皆さんに浸透していないのではないのと、こういう懸念が示されたと思います。その辺のことは我々も十分認識しております、あくまでも地方分権を進めるために議論をしているということでございますが、今のお話を概括して、では知事の方からお願いします。

○高橋知事：皆さん方のお話をお伺いしながら、2年、3年前ですか、そこからこの道州制について我々が提案を重ね、そして何で推進法案の制定を主張するに至ったかというところの経緯なんかも思い出しながら、皆さん方のお話をお伺いしていたのですけれども。

では、まず今部長が仕切った国の行革中心ではないのかという議論について言いますと、皆さん方共通の認識持っておられるのと私は全く一緒に、道州制というのは地方分権のためにやるのだと。それは、それ以上でもそれ以下でもないのですが、ただそのことがもたらす中身であるところの国からの権限移譲ということが結果として国、地方を通じての行政改革に資するものになるという側面があるというのは、これは事実だと思うのです。だから、法律の目的規定のところを書くものとして、メインの目的としてこ

の行革というのはあり得ないわけですがけれども、ただやはり国から権限移譲、これは三位一体改革のときも同じ議論でしたけれども、三位一体で国が持っている補助金をそのまま一般財源化して地方に渡せば、その補助金の箇所づけをやっている国の職員が要らなくなる、またそれを受けて申請をしていた地方の役人が要らなくなる、これだけとってもやはり行革に資するものであることは事実なので、そこの考え方がちょっと混同している部分があるのかなというのは思います。だから、我々が提案しているものは、あくまで地方分権のためのものであると。しかしながら、その2次的な効果として行革をねらう国の立場があっても、それは排除するものではないと。それぐらいの考え方の整理ができれば、それで十分かなというふうに思います。

そもそも余り表立ってこういう議論したことはないのですが、何でこの道州制特区の担当大臣が旧自治省を抱える総務大臣ではなくて経済財政担当というのですか、の与謝野大臣なのかと。その経緯も2年前、3年前思い出すと、経済財政諮問会議で私がプレゼンテーションさせていただいた、そのご担当の大臣が経済財政担当大臣だったという流れで、内閣府が小泉政権になってからいろんな政策を進める中心になっていたので、そこのご担当ということで、別に我々から当時大臣をこの方にしてくださいなんて言った覚えは全然ないので、総理の仕切りでそこに落とされたわけで、ですから経済財政担当大臣が主管大臣としてこの法案も担いでおられるという中で、特にやはり一般の方々から見ると、行革というのがメインに出てくるというニュアンスが出てきているのかなという感じもいたします。地制調なんかは、総務省で仕切っておられますから。だから、この道州制特区というのは政府にとっても手づくりだったのです、最初から。いわゆる骨太方針という閣議決定、これからの政府の基本的な政策を決める方針の中に道州制特区というのを掲げたので、やるということの門構えにはなっていたのですが、構造改革特区のような要綱も何もない中で、さあ、道さん、提案してくださいと、こう言われて我々も提案をした。我々の提案自身も、企画振興部の人たちが一生懸命やってくれたのですが、今から思うとちょっと、ああもすればよかった、こうもすればよかったと、2年半前のね。部長、済みません、そんなこと言って。思いもあるわけですが、それぐらい手づくりだったのだけれども、それがやっぱり手づくりなるがゆえに権限移譲、それから一律の基準の廃止の提案というのは霞が関がそのままのむわけがないので、相当苦労して2年があつという間に過ぎてしまった。だからこそ、では遅まきながら例えば構造改革特区なんかでもあるような法律的な提案の仕組みづくりをしてもらう必要があるのではないかということで、昨年後半の推進法の提案になったわけです。

ですから、その推進法の主張を私どもがしていた段階では、我々の道からの提案、あるいは私は道州制特区ということでは北海道だけを想定しているわけではなくて全国からの提案もあり得ると思っていましたので、道州制特区の提案をする人たちが提案をする場合のやり方、あるいはそれを受けた国としてそれをどういうふう to 実現していくかという枠組み法のようなことを想定しながら、この推進法の提案をさせていただいたの

だよなと、今から半年ぐらい前に。ただ、その際に私自身としてとてもこだわりがあったのは、せっかく2年半前に相当の提案をしたと。さっきどなたか小粒とおっしゃいましたけれども、小粒の13項目は第1歩の提案ということで、それは逆なのです。10年後にこれだけ大胆なことをやりますという提案をしましたと。ただ、すぐに10年後の提案、中長期の提案を国が実現するのは難しいだろうから、とりあえずすぐにできるような、もともと我々は小粒だということを認めた上で第1歩の権限移譲の提案をしたというのが13項目なので、それすらだから今までずっとほっぽっておかれたのですけれども、この推進法を枠組み法としていただくということを想定しながらも、ただ、今までこれだけ提案をしたのだから、その一部でもやはりこのスタートラインの推進法の中に書き込んでほしいと。そういうことが少しでもあれば、2回目、3回目の私どもの法律に基づく提案というものがスムーズにいくのではないかという思い、そんなことでこれまで私どもの主張が展開され、それを受けて国サイドの、政府サイドのいろんな今までの反応、党の反応等々になってきたのかなというふうに思います。

ですから、マスコミ報道でやや誤解をしておられる方、これは推進会議の皆様方ですらそうだとすれば、一般の道民の方々は本当にそうだと思うのですが、何か分権不在で開発局がどうするとか、北海道特例がどうするとかだけの法案ではないかと思っておられる方が多いと思うのですけれども、実はこれは内閣府といろいろ議論をしております、まだ物は出てきていませんが、このたたき台の段階でもよくよく見ると、我々道からの提案を真摯に政府が受けとめて、それを推進本部で決定して実行していくというスキームはしっかりあるというようなことを前提に、ではそのスキームを使ってどういった権限移譲をするかとなると、やはり公共事業を中心とした提案というのが全体の一部としては当然出てくるだろうと。具体的な仕事を伴う権限移譲であれば、当然それに伴う財源移譲というのが出てきて、そこに北海道特例の議論も出てくる、その部分だけが議論の世の中の注目の部分がありますけれども、実はそこは全体の大きな議論の、地方分権を進めるという議論の中ではごくごく一部であるということをご理解をいただければと。すぐに理解するといったって無理だと思うのですけれども、そんなことでございます。

○吉田部長：谷委員から、全国知事会での議論、あるいは代議士会の状況など、知事から説明いただければと思います。

○高橋知事：知事会は、一昨日も道州制特別委員会というのがございまして、和歌山の知事さんが座長をしておられます。そこで議論をし、北海道の道州制の推進についてはバックアップをしていこうと。そういった流れも踏まえながら、全国として道州制を今後の分権の一つの姿として描いていこうというような議論の方向性が出てきているところでございます。もちろん私の立場からしても、知事会を含めての6団体というのは私ども地方の強い味方でございますので、とりわけ知事会はこの特別委員会でも私いつも議論をさせていただいておりますけれども、そこに参加しておられない知事さんにも、

私の特に仲よくさせていただいている方々には常時情報を提供し、お電話なりなんなりでお話をして意思の疎通を図りながらこの話は進めさせていただいているところでございます。

それから、代議士会というのは自民党のということですか。自民党の国会議員の方々、参議院の方も含めて、これも常にご連絡をとらせていただいております、気持ちは一つにして北海道のためになる法律にしていこうということで、これは経済界の南山会長初め経済界の皆様方とともに根回しというか、ご説明をしておりますので、気持ちは一つになっていると私は思っているところでございます。

また、あわせて公明党さんにもご説明もいたしておりますし、また民主党さんも代議士会の方からお声がかかりましたので、私の方から参上してご説明をし、これはお立場がありますので、国会の場で自民党さん、公明党さんで出された法案には大体反対ということで、対抗法案もつくられるということでやっておられるらしいので、多分本件についてもそういう方向になるかなと思いますが、ただ実際議論をさせていただいている限りにおいては、この道州制の進め方について、こんなに違うという印象は私は受けませんでしたが、そんなことでございます。

あと何かありましたか。

○吉田部長：もう一つ議題がありますので、もう一つの方でいいと思います。

○北委員：一つ、ここの中で、よろしいですか。

○吉田部長：はい、どうぞ。

○北委員：ある新聞にはいわゆる全額を移譲財源の中で交付金化すると、こういうことが出ておまして、ここの中にもありますように、5年後には縮小して、財源も含めてということ国で言っているのですが、これには反論しているのですけれども、ただ全額交付金化して、河川にしてもそれぞれ別途に交付金化するというお話が出ておまして、そしてまた5年でなく8年後だとか10年後と、こういう約束が何かなされたような報道がされて、その件も含めてちょっと、報道にはそういうふうになっておると、一部ありますけれども。

○高橋知事：水面下では本当にいろんな議論をあらゆる方面とやらせていただいておりますけれども、多分来週ぐらいには方向性が出てくるのではないかなと思っております。

ただ、二つだけ譲れない点があるというのは、私これをいつも申し上げているのですが、一つは財源の移譲について、道州制の先行実施、モデル的にやるものなので、将来の全国道州制になったときに、何だ、北海道はこんなばかな財源移譲を受けたのだと言われるわけにはいかない、やはり道の裁量性が十分に確保されるような交付金化されること、私どもはこれに一番こだわり続けております。

それから、見直しのところは、法律そのものの見直しというのは、これはこういうものの性格上やっぱり必要だと思うのです。そこまで我々として排除するものではないと思うのですが、ただ特例をねらい撃ちするような、それも縮小という方向を出すような

見直しというのは余りではないかと、そこは強く言っております。その二つは、確実にハードコアで頑張っていくということをしてまいりたいと思っております。

○吉田部長：どうぞ。

○五十嵐委員：二つほど簡単に。今回の道州制特区が、谷委員が言うようにメリハリがないものとして映るのはちょっと心配というご意見と、知事もおっしゃっていただきましたが、第1回だということで我々第2回、第3回と続くのだろうというふうに思っていました。ちょっと止まってしまっているという現状があります。その道州制特区で提案したものがなぜ進まなかったかということを考えますと、1本1本が関係省庁に戻されて議論されたというところにあつたのかなというふうに思うのです。そうすると、この道州制特区推進法案に盛り込んでいただきたいと思うのは、道州制特区で出されたものについてはある1カ所を一括してその検討をして権限移譲の特区を認めるというような、そういう枠組みづくりではなかったのだろうかという気がしています。これを見ると、では特区の申請についてどういうふうに議論されていくのかというのがちょっと明確ではないのかなという気もいたしまして、そこが1点ちょっと気になったところです。

もう一つ、タウンミーティングについて出ていましたので、私札幌の方で壇上に上がった立場から一言だけ申し上げておきたいと思いますが、帯広の方の状況というのは今日初めて伺ったのですけれども、札幌の方の状況で言いますと、ちょっと反省が多ございまして、結果的に言うと、タウンミーティングをやった結果、何か成果があつたのかとどなたか先ほどおっしゃいましたけれども、どうだったかといささか不安があります。というのは、やっぱり議論が国道議論に集中してしまつて議論を転換することができなかつたという反省があるのです。どうも司会の方も国道ばかり振ってくるものから、それに答えざるを得ないというのがあつて、国道の話ではなくてという話がなかなかできなかつたなど。ちょっとそれはこちらの準備不足もあつて、おっしゃったように1週間前に電話が来て来週の日曜日どうですかと言われるぐらいなもので、では意見を申し上げる対象のものは何ですかと言ったら、ありませんという話でしたので、非常にばたばたとした中でタウンミーティングがされてしまった。会場の意見も何となく国道の権限は国の方へ残してくれみたいな要望的なことになってしまつて、自立の議論がきちんとできなかつたということは、我々の側の反省、道民の側の反省だというふうに真摯に私は考えておまして、やっぱりこういう議論をするときにもうちょっと頭の整理をして司会の方とどういう議論でいくのかという打ち合わせは必要だつたなとつくづく思っています。お互いに多分違うことを考えて、それは議論ですから、違うことを考えて臨んでもいいのですけれども、何を議論するのかというところぐらいはきちんと押さえないと、ばらんばらんというよりも、むしろ意見の強い人の意見にどう思いますかと振られてしまうと、そこにやっぱり答えていつているうちに議論が巻き込まれてしまったという、これは私自身の反省なのですけれども、やっぱりきちんとスタンスをもう

一度確認、打ち合わせということではなくても、そういう公の場での議論というのはある程度、シナリオをつくるという意味ではなくて、何をどう議論していくのかということとはきちんとしないといけないなとつくづく反省しています。

以上です。

○稲村委員：ちょっといいですか。

○吉田部長：はい。

○稲村委員：私は、このごろ札幌に来ないときはたいがい地方の市町村を回って有志といろいろな話を聞いているのですが、想像以上に道州制というのはわかっていないようで、毎日の新聞読んで国道だとかなんとか開発の予算とかということは必ず出てきますけれども、道州制というのは何なのかというのは毎日の、門前の小僧のように毎日の報道を見ながら少しわかってきているなど。しかし、その人たちに今度町村の合併はどうかなのと言うと、これは道州制には知事が言っているようになるのならいいだろうと言う人が多いのです。ところが、町村合併になってきたら、急にうちの町は金輪際しなくたってやっていけるのだとか、隣のところは嫌だとか、あそこの首長がどうだとかと感情論が出てきたりして、話し合いしてみるとおもしろいのは、道州制というのは何かそのことで北海道が変わっていくのならやってみるのも一つおもしろいなという人が結構出てきていると思います。ただ、これは道州制をやるときには必ず、北さん、やっぱり町村の合併とか広域連合とかやるのかと、水道一つにしたって消防一つにしたって1町1町に全部あるなんていう時代はもう終わったのだというふうに思うのです。ですから、これはがらがらとやっぱり構造を変えて、基本的に国もそうだけれども、地方も財政を有効的に使っていくような方法で、そして地方にどんどん権限が道からおりていった場合に、やはりこれはもう広域連合でなかったらやっていけないのかなと私は思っているのです。これとあわせて考えれば、やはりちょっと攻めていく戦法がどこかの官庁が何か騒いだから、そっち側の方に話行ってしまっているけれども、そうではなくて根本的に北海道の未来、分権でどうやるのだということをもうちょっと議論の視点を変えれば、すっと風通しよくみんな理解をするような環境の入り口はできているような気がするのです。これは、私ちょっと甘いかもしれませんが、回ってみると意外と出てくるのは一番最初に道州制の話出てくるのです。そして、意外とあっさりと新聞を見てこの間のこうやって出ているのはまずいけれども、ここまで言っているのならこれはいいやなど、そんな話がどんどん出てくるのです。では、あなたの町はどうするのと言ったら、そのときには今度は個人の感情とか長い歴史みたいなものを踏まえて、そのところでは自分の理論というのは、古いしがらみと言ったら悪いけれども、固まってしまっているというのが多いので、この辺を解いていくのにやはり14支庁があるのと、全道の町村長会や市長会とも少し詰めてやらなければならない。

○北委員：ちょっと今出たものですから、1分間。

○吉田部長：どうぞ。

○北委員：今お話がありました、そのとおりなのです。私どもが主張しているのは、広域連合なり合併を否定しておりませんから、その中で一番大事なことは、知事がいわゆる分権も主体とした今言った道州制をやると。それは、市町村まできちっと道内分権もやらなくてはいけない。その受け皿としてみんなでこの道州制全体を権限、財源セットで移譲し合いながら、1市町だけで完結するのではなく、その中でみんなが受け皿として広域的な取り組みの自治を確立していくということが知事の最終的な目標でないかなど、私どもそう思っております。

○吉田部長：それで、もう恐らく次のモデル構想にまで少し議論が入っている感じはしますが、推進法そのものにつきましてははいよいよ先ほど知事が申し上げたように来週が大詰めでございます、皆さんが懸念しているところも我々が認識しているところと一致しております、あくまでも北海道の将来のためになる、真に地方分権に資するような法律になっていくように、私どもとしては最後までしっかり道の主張すべきところは主張したいと思っております。

それと、13項目がなぜうまくいかなかったのかというお話もございましたけれども、それは実はやっぱり内閣府がもちろん強力な機関車の役目をなかなか果たせない構造になっているところだと思います。新しい法律、今検討されている法律の中では、総理大臣がヘッドになるそういう本部をつくって、そして推進をするという構想でございます。そこに今知事も参画をして地方の側からしっかり意見を述べるという構図にしていきたいというのが私どもの主張でありまして、そうしたことが実現できればこれまでの議論とはまた一歩進んだ議論になり得るということで、是非これは道州制特区あるいは道州制の議論を進めていくツールとして大事なことなので、この法律の成立については最大限努力をしていきたいと、そう思います。

それで、今想像以上になかなか道州制は浸透していないという、これは我々にも責任の一端がありますから、引き続き議論していきたいと思いますが、今日初めて皆さんにこのモデル構想をお手元にお配りをしたわけでございます、この場で中身に突っ込んだ議論といっても難しいと思いますが、私どもとしては今日お示しをいたしまして、実はこれからこのモデル構想の中身をさらに深めていく、そういう議論を通じて道民の皆さんにもっともっとこの道州制そのものについて知っていただきたいと。それから、道民の世論をもっと喚起していきたいと思いますが、そのためにも、では一体このモデル構想そのものをどういうふうにしたらもっと深まるのか、あるいはどういうふうな形で議論をリードしていったらいいのか、その辺の観点といいますか、論点といったようなものについてご示唆をいただければというふうに思います。ちょっと時間が限られておりますので、全員の方といってもあれですが、是非どなたでも結構ですが、お気づきの方、ランダムに。はい、どうぞ。

○北委員：気づいた点から申し上げますが、今このモデル構想をどういうふう遂行していくか。是非私は、これももっとも道民議論をさっきからも話がありますように深

めて広げていかなければいけない。そのためには、はっきり言いまして知事も出席しているこの道民会議の皆さん方とともに、全道で5カ所なり6カ所で、是非こういう議論も含めながら、もっとわかりやすくしながら、そして我々も出席した中で道民と地域地域で道州制というのはこういうものだよと、そしてこういうふうにしようと思うよと、そして皆さんの意見も聞いていくよと。そうしないと、行政だけが主体になりますと陳情型になったり、さっき言ったように道路の問題、河川の問題、そればかり突出してしまいます。ですから、幅広い議論、そして道民生活にこういう影響を与えるのですよと、そういういろいろな面での道民のニーズを積み上げながら構想の中へとしていかなければいけない、つくり上げていかなければいけない。これがやっぱり世論になって政府も動かすことに相なるのでないかなと、こういうふうに思いますので、提言としてまずは申し上げておきたい。

○吉田部長：わかりました。確かに今国と道の権限争いのような……

○北委員：権限争いに……

○吉田部長：本当は違うのですけれども。

○北委員：そうでないのです。

○吉田部長：そう見るとすれば、非常に不幸な……

○北委員：どうもそういうふうな動きになって、道も市町村もちょっと離れている、道民も離れていると、どんな影響があるのだろうと、どんな考えがあるのだろう、関係あるのだろう、こうなりますから、是非このことを計画していただきたい。

○吉田部長：ありがとうございます。

どうぞ、どなたでも。先生、どうですか。

○井上委員：順番が不同だということ……

○吉田部長：ええ、もう順番不同ですので。

○井上委員：多少これからの議論にも関係すると思うので、先ほど出ていた部分若干蒸し返して申しわけないのですが、一言、二言触れさせていただきたいと思うのです。私は、例えば資料の2-2で道州制特区等々に関する道の考え方云々ということの評価したのは、これは皆さん方が逐一おっしゃることというのはまさに正論だと思うのです。ただ、そこの中で我々が念頭に置かなければいけないのは環境なのです。一つは、相手があるということ、多くの場合国があるわけですが、今の議論では、ですから、いろいろな法律をつくって、あるいは財政云々のところの仕組みを新たに一つ一つつくってということをやれば、結局これは1年でできるのか、2年でできるのか、3年かかるのか、5年かかるのか、あるいはずっと先送りになってしまう可能性がある。ですから、ここでは相手があるということと、そして時間を念頭に入れなければいけない。そういった部分の環境を念頭に入れれば、場合によっては戦術や戦略を考えたときに、我々にとって一番得になる戦術や戦略を考えたときには、要するに肉を切らせても骨を切るとかいうような具体的な戦術、戦略がないと、正攻法で教科書のように一つ一つの議論をして

いっても、気がついたときにはもう全く北海道特例なんかなくて、もう完全に北海道というのは他の都道府県と一緒にあったとか、あるいはその他のいろいろな支援が受けられなくなったというようなことは、あると私は言いません、ないのかということをやっぱり念頭に入れて戦術や戦略をとっていかなければいけないと思うのです。ですから、先ほど私が1兆2,000億程度の部分というのを評価したのは、あのときに私どもが提言したのです。一括交付金でやってほしいというようなことで、私はそれを言いながら、こんなこと通るはずがないと心の中で思っていたので、その部分がかかなり近いところにきているので、私は評価する。ここの部分も要するに肉を切らせて骨を切るというような部分の一環であるということで私は評価する。要するにこれはある意味のゲームなのです。そういう表現よくないかもしれないけれども、そう思う。相手があるということ。

それで、あと一つ、今問題になっている2番目のテーマですが、私は国と道との関係がある程度方向性が見えてきたという今の時点で、今度は道と道民が向き合うという次の時限に入ってきたのだというふうに思うのです。国との間の関係がぐじゃぐじゃになっているときに、要するに道民に幾らはなしかけても、先ほど言ったように、1日例えば新聞の記事が違うというようなことで道民がそのたびに揺さぶられれば、これはまたいたずらに混乱するだけですから、一応決着がついたらということで、これから結局道民と向かい合うところだと思うのです。ただ、問題は、私は極めて私も含めて残念だと思うのは、これはわからない、わからないというふうに、少なくともだれが何をわからないのかというのはあるけれども、ここはもうやめにするというところに早く持っていく。これは、知事がいなくても、ここで委員の先生、これも札幌市長が出てこないのが僕は問題だと思っているのだけれども、道民の3分の1は札幌にいるわけですから、その部分でもう少し我々は我々でそこに達していないのだから、もう少し勉強しようよということですが、我々が私的に集まって。そして、その中で我々が軸になり、そして道民に発信していく、その段階ではマスコミの方々もおられるけれども、要するにやっぱりわかりにくいとかいう話ではなくて、どうしたらわかるのかということをいろんな形で提言していただきたいというふうに思うのです。例えばこれも私が多分発言したことだと思うのですが、北海道の大学の中を含めていろんな勉強会をやしましょうということ、この本のどこかに出ているのです。何ページか、74ページか、道州制研究サポート事業というのがあるわけです。これも実際に何件か動いているのです、道庁の職員がいろんな案件をとって大学に行って。多分何人か、北海学園大学だとか、山崎先生のところでもおやりになったかもしれないけれども、問題はこういうようなことをだれも何にも取り上げない。それで、道は何もやっていないという話ではなくて、道がやるのではなく、我々がやっぱりできる範囲はやっていくということ動いていかないと、この中であったように、なぜこれが道州制推進道民会議なのか、道民が入ったのは初めてなのです。だから、そのこのところの位置づけというのはやっぱり認識する必要があるので

はないか。自戒を込めて申し上げます。

○吉田部長：我々も宣伝が少し下手なので。

○北委員：そして、さっき言ったように支庁単位で説明会やるとか、これは……

○吉田部長：かなりやっているのですけれども。

○北委員：ただ、道庁の職員だけでやるのではなくて、この委員がみんな出ていって、私の言う意味はそういうこと。全道5カ所なり6カ所でみんなと意見交換したり、地方行政とどう関わりあるのだということも含めてわかりやすくお話しすることが逆に言えば建設的な意見も結集できるのでないかと。ただ、役所が行って説明すると、ぼんと陳情型になったりさまざまな、1点に絞った逆な立場で、団体で出てきて意識的にやられる場合がありますから、この辺をやっぱり考えた方がいいのではないかとというのがさっきの意見です。

○吉田部長：わかりました。それは、もう確かにやり方いろいろ工夫した方がいいかなと思います。

○五十嵐委員：井上委員とダブるのですけれども、やっぱりもうわからないという議論は早く終わりにしたいなという気がします。それで、例えば12ページ、このモデル構想の12ページにこれまでのありがちな議論というのはスクールバスの例が出ているのですけれども、こういう事例というのは拾い集めればいっぱいあるのかなという気がしているのですけれども、私は説明会もいいとは思いますが、説明会ではなくて地域の勉強会、地域のモデル事業というようならいまで落とすというか、地域の意見を吸い上げる方法としては地域から道州制への提言をもらうというスタンスの方がいいのではないかなというふうに思っています。皆さんが取り組んでいることが、逆なのです。今の説明だと、道州制になると皆さんの生活がこう変わります、こんなふうな影響がありますという説明が必要だという話が多いのですけれども、そうではなくて、前回も申し上げたのですけれども、自分たちがやっていることがどう道州制につながるのか、道州制を考えたときにどういう位置づけになるのかというふうに考えていただくと、そういう機会をつくった方が早いのではないかなという気がします。実際にいろんな動きがあるというのは、この道民会議の中で随分と出てきていますので、それに対してこうですねというのではなくて、道州制というものの道筋ってある程度ここに出ていますので、この道筋に考えたときに自分たちはああ、こういうことをやっていくとこういうふうにつながるのではないのかということを経験の中で勉強会としてやっていただくという方がいいのかなと。あるいは、モデル事業としてある地区、地区単位でそういう道州制を考えるモデル事業みたいなもの、あるいは推進していくモデル事業、実際にやっていることありますから、やっていることがどんなふうにつながっていくかということの提言を道が受けるという、提言というか、意見を受けるという、そういうやり方もあるのではないかなと。そこに我々がかかわるということは、全然やぶさかではないのかなという気がしています。

○北委員：わからないというのをわかるよりも、そんなことはもう閉じてしまおうと言いますが、実際わからないのが実態です。ですから、これはやはりきちっと我々委員と、そしていわゆる権限移譲がどういう住民生活に影響するかと、どこまでどうやれるかということをきちっとやっぱり意見交換をしないとわからないです。

○五十嵐委員：意見交換でもいいのですけれども。

○北委員：勉強会か何か知りませんが、形として行政が説明するだけでは私はだめだと思います。

○五十嵐委員：それはそうです。

○北委員：そういうことでやらないとだめでないですかと僕は考えています。

○高橋知事：割り込んでいいですか。済みません。一言にしますが、自分たちの身近な問題でというのは本当おっしゃるとおりなのだけれども、私これも思い出したのです。2年半前でしたか、総理官邸に行って総理から道州制やってみないかと言われたときに、直ちに何で私が乗ったか、それは直前に台風があって大洪水が来たわけです。日高と十勝が水浸しになって、あるとき流木が問題になったのです、山の上から来て。それで、当たり前ですけども、流木はここは国道だからちょっと少な目に、多目にとか、道道のところは、そんなことなくて一面にある、でもそれを処理しようとする縦割りなのです。これは、どう考えても地域の住民の方々のニーズが一番わかっている我々が中心になって、国の仕事も市町村の仕事もあわせて一緒にやると、これが効率的に違いないと思って、そういう経験を持っていたので、総理から言われて直ちに、では微力ながらとか何か格好いいこと言ったのです。まさに道州制というのは、その発想の原点は我々住民の身近なことをいかに効率的に住民サービスを向上させるかというところから始まっている話なのですが、ただこれを国との間でいろいろテーブルに座って議論していると、やはり財源がどうかとか、開発局がどうかとか、そういう話になってしまう。そこは本末転倒になっているのだけれども、原点は今のような話にあるというのは是非皆様方にはご理解いただければと思います。

○北委員：そのためにやはり事務権限だけを移行するというのではなく、デスクワークだけでなく、まさに住民生活に直結した、道道もそうですし、さまざまなことがあるのです。除排雪なんかも含めて、これをどう権限を移譲するか、これがまさに道民の考えた道州制だよということを含めてやらなければいけないだろうと思います。ですから、事務権限だけよこすというのではなく、幹たるものを、前々から私言っているものをやらなければいけないというのが僕の基本、枝葉末節のことだけではだめだということ。

○吉田部長：そういうことも含めて当然検討しなければいかぬと。

○北委員：そうですね。

○谷委員：この2年半で、道州制に関して20回ほどスピーチや意見交換会への出席を頼まれたのですが、事務局である地域主権推進室で説明する立場と違って、商工業や福祉関係者の方などと日常関わっている自分としては、地域で多くの課題を抱えている関係

者が、この道州制の取り組みによって地域の生業や暮らしがどのように変わっていくのかを問題提起をしながら説明を行っているものです。従いまして、北さんが言うように、道民会議の委員が様々なところに接点を作っていくことが大事かと思います。さらに、道州制を進めていく上で、北海道が目指す姿としては、やはり「北海道の自立」というのが最終的な目標だと思うのですが、当然、経済指標できちんと捕らえていくべきものと、住民の満足度で捕らえていくべきものがあるかと思います。そこで、平成20年度から総合計画が始まり、この計画を推進していく上では、それらの事業評価をしていくことになるとと思いますが、それらを3年ごとに評価をしながら、自立に向けた目標として、ステップ1としてはどこまでを目指すのか、ステップ2としてはどこなのか、ステップ3はどうなのかという、そのようなところを道州制と絡めて是非18年度、19年度で策定して頂きたいと思うところです。

次にですが、最近道庁の職員が非常に元気がないと感じています。特に支庁の職員はなおさら元気がないのではないのでしょうか。例えば、私は上川支庁管内で在住していますが、ここ数年支庁職員が外へ出ることが段々と少なくなってきました。この理由としては、旅費が削られてきたということもあるかと思います。また、積極的に民間の活動を誘発しようとする情熱的な道職員が非常に少なくなったと言えます。これは、民間と民間を結びつけようとするネットワークの仕組みづくりを伝えていこうとする組織的な体制が希薄になってきたからではないのでしょうか。先日も、上川管内で30人ぐらいの地域リーダーを集めて、支庁長以下数名の方々に、リーダーの方と同じ立場で参加してもらったのですが、何と皆さん同じ管内ですから、顔を合わせていると考えていたのですが、8割ぐらいの人たちが名刺交換しているのです。こんなことでは、駄目だとつくづく感じました。このようなことを考えた時に、各地域で強い拠点の都市を作っていく上では、人と人のネットワークをしっかりと構築していくことが求められてくると思います。そして、それらのサポートとコーディネイト役として、各支庁或いは道庁というのが一つの触媒機能として大きな役割を担うのではないかと考えています。従いまして、折角このように北海道の未来と道州制について議論するための冊子が出来上がったのですから、職員は外にどんどん出て、市町村職員だけに説明するのではなくて、住民の方々にも広げて頂きたいものと思います。特に、北海道内の各地域において、自立できる強いコミュニティをつくっていく上では大事な要素だと思いますので、十分に念頭に置きながら進めて頂きたいものです。

○吉田部長：お待たせしました。

○渡邊委員：この地域主権型社会のモデル構想の中で支庁制度改革という部分が若干触れられているのですけれども、一つの意見なのですが、これから国と道との枠組みが決まった中において、今度は道と各市町村という議論の方向でいこうとしていると思うのですが、もう一つ方法としては、なかなか自分たちの歴史や文化の違い等、あと行政等の問題からひっくるめて各市町村の合併が進んでいかない中において、これから完全に

地方分権の時代の真っただ中に入ったときに、5万人から10万人という一つの単位という部分が何かで読んだことがあります。そう考えたときに一つはこの支庁というエリア、これがいわゆる道からのただの行政サービスのための出先機関としての役割ではなくて、生活圏、経済圏といったそういう枠組みを再編することによって、高橋知事も時折この道州制を説明するときにパッチワークという言葉が使われていますけれども、この北海道においてもそういう各地域が輝くような、パッチワークが一つずつ輝くような、そういう施策というのはこれからつくっていかねばならないのかなというふうに思っております。そういう意味では、小単位の基礎単位と言われる市町村の権限もそんなのですが、もう一つ大きな枠組みにおいて生活圏、経済圏、そしてそれを一つにまとめていく手法として支庁エリアという分を念頭に置いた中でこの北海道を一つずつの輝いたパッチワークを集められた、そういう北海道の構想という部分ができるような気がしております。歴史、文化という部分はそれぞれの支庁が作り上げてきた部分がありますので、こういった部分に関してはそれぞれの各市町村が歴史、文化の継承、そして行政サービスという部分はしっかりとやっていくべきだというふうに思いますが、地域産業の振興ですとか、地域経済の発展ということで考えると、もう少し大きな枠組みにおいての取り組みという部分もあってもいいのではないのかなというふうに考えております。

○吉田部長：ありがとうございました。

支庁の再編については、今ご指摘がありましたように、やっぱり今の支庁の領域を超えて生活圏、経済圏というものに焦点を当てながら、もっと広域的な政策展開をさらに強力にしていくと。それによって北海道、さらに地域の特色を生かしながら活力あるものにしていくという発想で今検討を進めていると。今後道民の皆さんのご意見もいただきながら、さらに検討を進めていきたいと思っております。

南山さん。

○南山委員：いただいたばかりで、皆さんのお話を聞いても、どう考えたら良いか、どこを焦点に考えるかというのが、非常に難しく思いました。大事なことは、基本的なところをきちっとしておくということで、要するにまず、どんな北海道を目指すのか、ということがなければならぬと思います。道州制というのは手段にすぎないということから、この会議での合意としては、道州制は少なくとも今よりは良い手段・方法であろうということを、しっかりと説明しなければならない。それから、良い事ばかりでなく、覚悟しなければならないこともあると、これも道民の皆さんに、きちんと見ていただく必要があると思っております。そして、この案はどちらかというと行政の方の立場で書かれています。もし道民の理解を得てというのであれば、行政とか識者の立場ではなく、住民の立場の言葉で、論点とか課題とかをきちんと提示をして皆さんに考えてもらう、そういうプロセスが必要だと思っております。道州制というのは別にこの1年とか2年で終わるものでも何でもありませんから、やはり基本的な議論をきちんとすべきでないか、という

のが今の段階で言えることです。

○吉田部長：ありがとうございました。

あとはどなたでも、先生はどうですか。

○山崎委員：このモデル構想のつくり方ですけれども、先ほど谷委員がおっしゃったこととも重なるのですが、総合計画をこれからつくるという、そうした作業、議論と是非重ね合わせて、連動させて今後の北海道の将来像というのをおつくりいただくように是非お願いします。また、昨今問題になっています開発行政、開発体制の問題にしてもやっぱり新しい計画を国もつくられるわけですから、こうした議論の中で今までの開発制度が一体北海道にどういう成果と課題をもたらしたのかということを明らかにしていくような議論を是非していただきたいというふうに思います。

以上です。

○吉田部長：どうぞ、はい。

○稲村委員：この道州制という問題、グローバルに考えてみると、今も10人集まって知っているはずなのにみんな名刺交換していると。知事が議会に諮って、道民の経済の状況というのを道庁の、それで知事が25%カットしたとか、みんな職員の人10%カットしたとかとあって、これは道庁の職員の人はこの転勤時期、ススキノなんか知らんぷりでだれも寄らないかと思った。私の町も実は10%カットしたのです。飲み屋のおやじに聞くと、一番のお客さんはやっぱり官庁なのだ。

○高橋知事：えっ。

○稲村委員：知事、これから削るからそうなのかわからぬけれども、今やっぱり一番はやっているのは歓送迎会です。もうずっと月初めまで予約がびっちり入っているのは歓送迎会。一番役所の人が多い。だから、役所の人も腹くくったらしたたかです、みんな結構。逆にげそっとしてもう何もしないで真っすぐうちに帰るのは民間の人間で、迷っておる人間。だから、余り考え過ぎない方がいいと思う。やっぱりそういう境遇におったら、そこで生きていこうというふうにみんな考えるから、リーダーシップとして思い切ってやっぱり、これは民主主義の原点である市町村もすべて議会があって、そして決議をしてきちんとやっていくのだし、付託しているわけですから、我々。ただ、こういう道民会議のようなところで知事が手持ちの資料をきちんと持って国と交渉していくということが大事だし、また道民の中にある程度、余りやり過ぎると、これはまたぐちゃぐちゃになってしまうから、ある程度説明責任というのはしていかなければならぬけれども、説明し過ぎるとみんな不満だけ言うこと考えてしまうから、やっぱりほどほどにしながら、知事、決断ですよ。決断。そのときは可能性がちょっとでも出てきて、将来北海道はこうやっていかなかったら生きていけないのだよというふうにわかって、そしてみんなでわかれば、やっぱり渡ってみるということも大事なので、ある程度のところまでいくのに我々一生懸命サポートして、そしてない知恵を出して頑張りますから、ひとつこれから北海道というのは、本州から何かおこぼれをもらっているような感じで物言

われていると何か腹立ってくるのだよね。みんなそれほど弱くないです。北海道の間違って意外とたくましいです。そこのところ見せつけてやらぬと、これからの北海道どうなりますか。我々がそこで頑張らぬと。みんな、あんた、これからの人たち、おやじ、何やっているのだとって、みんな本当に北海道捨ててしまうようなことでは困るのだわ。我々みんな知事を先頭にして北海道たくましいぞというところを見せていくような、ちょっとしゃべり方はおかしいけれども、そういう観点というものは大事だと思うのだよね。そうでなかったらやっていけないです、これから。町村合併だってやっぱり何か魅力があったら、そこで一気にやっていくような、みんな渡っていくような方向性というのを見出していかないと、みんなしょぼしょぼしておったらだめだ。

○五十嵐委員：さっきちょっと途中だったので、最後までいいでしょうか。

二つあって、言いたかったのは、説明とかこういう資料というのはそれはそれで結構なのですけれども、そこで終わってしまったのは実感がわからないのです。やっぱり皆さんに実感を持っていただくというのが必要であって、それはやっぱり自分たちが考えるとか、自分たちが動いていくということではないと、なかなか実感にはつながらない。全道的な説明というのは説明でよくて、モデル的にどこか選んでやっていってもいいのではないのでしょうかというのが一つ提言、提案という形です。

それから、もう一つは、地域の生活に密着したところで住民を交えながら、もちろん住民というのは民間企業も含めてのことですけれども、議論していくと同時に、やっぱり夢という部分ではオール北海道で何かわくわくするようなものがあるのもいいのではないかなと。ここにも書いていますけれども、観光とか農業とか新エネルギーとかですか、あるいは空港も含めた形での交通ネットワークとか、これは市町村とか住民がというよりも、やっぱり道としてこういうものだって新しく道州になったら政策として自分たちでやっていけるのだと。今は国の権限なのだけれども、道としてやれるのだということ、道州としてやれるのだ、みたいなそういうモデル的なものは必要ではないかなという気がします。

○高橋知事：いいですか、一つだけ。今の五十嵐さんの話について申し上げれば、さっき南山会長がおっしゃったとおり、道州制ってツールなのです。例えば規制、全国一律の基準があります。これをこういうふうに解除して、北海道の条例でこういうふうに規定してやりますという一つのツールなのです。ですから、予算もツールだし、これもツールだし、それ以外、国の予算を活用すると私がいつも言っているのですが、そういうこともツールだし、そういうものを積み重ねてどういう北海道にしていくか、そこが問題なわけですよ。今おっしゃられたようなオール北海道で夢を持ってやるような分野を一つつくる、これは一つでは少ないので、二つ、三つ、四つと要るので、ただそのことの実現のために道州制というツールだけでできるなんていうことはあり得ないのです。いろんなポリシーミックスではないけれども、ツールミックスで初めて実現できる。道州制って、だから夢の玉手箱ではないというのは是非ご理解いただければと思います。

○北委員：ただ、さっきちょっと南山さん言いましたように、そのビジョンを、北海道こうあるべきだ、これをひとつつくりましょうや、みんなで。そうすると、そこに結集できると思います。その中で道州制もツールとして使えるのではないかと。

○吉田部長：大体時間が迫ってまいりましたけれども、最後どうですか、中田委員。

○中田委員：私はお勉強させていただければと。さっき知事さんおっしゃった材木の話、そこまで考えていただいたのだと思ってすごうれしかったです。道路なんかたまたま十勝なんか、開発局の除雪したところと市町村が除雪したところ、いつもみんな比べるのです。何で開発の方はきれいで、何でこっちの方は、うちの市長は指導力ないとか、うちの町長は指導力ないというふうに結びついてしまうのです、きれいになっていないから。だから、それが一つになったらあっちがいいとか悪いとかというのがなくてすべてそういういい方向に行くかもしれないし、悪い方向に行くかもしれないよという……それでそういうものも含めて話すると、ああ、そうなのかという道州制の……だから、そういうわかりやすい例を積み重ねていって説明していくとわかってもらえるかなというのがあります。ただ、集まってくださいというと、興味があったり、反対意見を言うために集まる人が多いというのが現実なので、さっきわからない論理はやめましょうという、そういう傾向にあるから、集める単位を工夫しながらやっていって、やっぱり夢を語る人が集団で集まっていって、それに向かって力を出し合ってコミュニティをつくっていくよという、そういう理想が一番いいかなというふうに今伺っておりました。

○吉田部長：ありがとうございました。

いろいろお話を承りまして、ありがとうございました。本来もっといろいろお話をお聞きをしたいのでありますが、予定の時間に迫ってまいりまして、最後に、先ほど谷さんからちょっとコンパクト……

○谷委員：次回でも。

○吉田部長：それは、また次回ですね。わかりました。

いろいろ、道と道民とまさに向き合っていく、そういう状況に今入ってきたのだと、そういう意味からすると、道州制議論もさらに一歩進めていくような努力をしていかななくてはいけないというご指摘だと思いますし、それから今後のこの議論の進め方についてもいろいろご提言をいただきましたので、私もしっかりその辺整理をしながら、もっと道民の皆さんがこの道州制の議論に参画をしてともに考えていけるような仕掛けを引き続き工夫をしていきたいと、そう思います。

最後に、知事の方からお礼も込めて何か。

○高橋知事：お礼を込めて。

○吉田部長：では、最後の閉めのごあいさつをお願いします。

○高橋知事：今日は、急遽お声をかけたにもかかわらずお集まりいただいて、まことにありがとうございました。実は、今進行しておりました企画振興部長、今度榮転されまして、部長、明日から替わります。新しい部の体制でまた引き続き皆様方から貴重なご

意見、そしていろんな行動をしていただければと思いますので、今後ともよろしく願
いいたします。ありがとうございました。

○吉田部長：今日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして終わらせていただきます。